

【プログラム関係】

No.	質 問	回 答	担当課
1	短時間デイと短期集中のプログラムの内容は同様になるのでしょうか。	運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善サービスについては、従来型サービスの加算内容をほぼそのまま用いた内容となっていますので、プログラム内容がほぼ同様になる場合も想定していますが、短期集中はこれらに加えてセルフケアに関する要素が含まれてきますので、その点ではもう少し踏み込んだ内容になると思われ、全く一緒というわけではないと考えます。	事業者指導課
2	利用を検討される段階で、短期集中プログラムの体験利用は可能でしょうか。	既に介護認定を受けられている方（事業対象者含む）の体験利用は、負担の公平性を欠くことから認められません。また、介護認定を受けられていない方が体験利用される場合は、介護保険事業とは別に運営規程等を定めて保険外事業として実施して頂く必要があります。	事業者指導課
3	アセスメントや計画表、プログラムについて、具体的な様式や内容は提示されますか。	担当ケアマネジャーのアセスメントについては、従来のアセスメントシートと本市で新たに作成した社会性アセスメントシートを使用させていただくようにしており、参考資料に掲載しています。 通所事業所のアセスメントや計画表については、参考資料に掲載していますが、事業所独自様式をご使用いただいても構いません。 プログラム内容については、具体的な内容をお示しする予定はありませんが、モデル事業実施時に行っていたプログラム内容等に関する資料については、参考として提供することが可能です。	地域包括ケア推進課 介護保険課 事業者指導課
4	参考資料に挙げられている運動・栄養・口腔のアセスメントの項目は、すべて必ず実施し、記録しなければなりませんか。	すべて必ず実施する必要はありませんが、加算の算定要件を踏まえたアセスメントが必要になります。	事業者指導課
5	必ず実施しなければならないアセスメント・モニタリングの項目やプログラム内容はありますか。	特に指定は無いので、参考様式の項目等を参考に、加算算定要件を満たすために必要と思われる項目を実施して頂ければ結構です。	事業者指導課
6	歯科を定期受診にしている人も、アセスメント・モニタリングは必要でしょうか。	状況把握は必要なので、主治の歯科医師等に確認した結果等を記録することなどが考えられます。	事業者指導課
7	栄養と口腔は専門職の関わりが月1回であるため、開始からできるだけ早い段階で、評価と自宅での取り組みを伝えるといいと思いますが、日々の取り組みや状態の確認は誰がどのように行いますか。	セルフケアに関する日々の取り組みについては、専門職の指導を受けた介護職員等が確認することを想定しています。栄養や口腔の状態を日々確認することまでは想定していないので、状態確認については月1回以上の専門職が関わるタイミングになります。	事業者指導課
8	自宅での取り組みや卒業、社会参加等に向けた動機づけをどのように行えばいいでしょうか。	利用者本人の生きがいや社会参加の状況を十分に聞き取った上で、本人の意向に添った具体的な目標の設定を行っていただくことが、本人の意欲につながると考えます。	地域包括ケア推進課 事業者指導課
9	各アセスメント・モニタリングや計画書の利用者への交付や同意はどのように行いますか。	アセスメント・モニタリング様式を利用者に交付することは想定していません。 計画書については、書面での交付・同意以外に電磁的方法によることも可能です（例えばメールで計画書のデータを送信し、同意の返信をもらう等。）。	事業者指導課